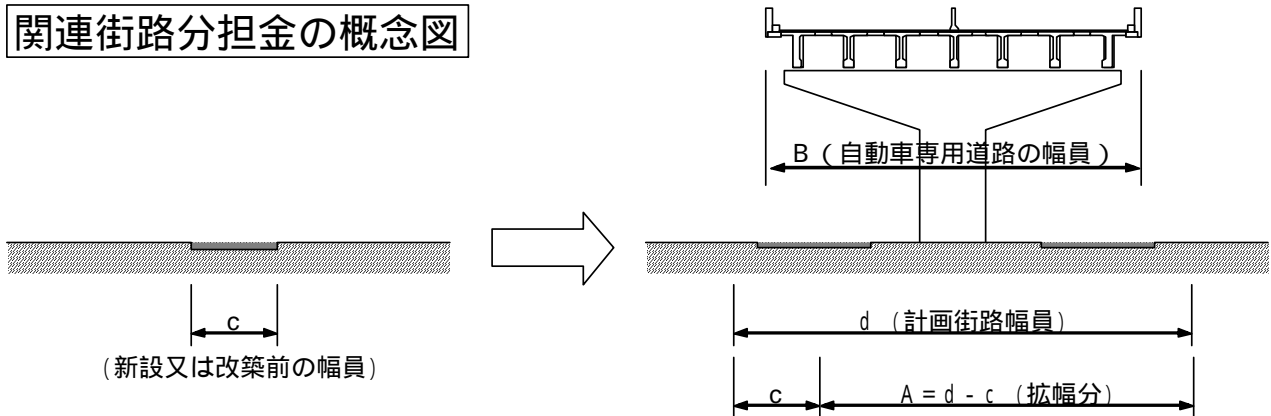


関連街路分担金

都市高速道路を他の道路の区域内において高架又は地下に新設し又は改築する場合に、公団法第40条及び同法施行令第6条に基づき、他の道路の新設又は改築に要する費用の一部を負担しなければならないことになっている。

関連街路分担金の概念図



街路を c から d に拡幅する事業が行われるとすれば、都市高速の費用負担の割合は、以下のとおりである。

- ・ 高速道路を高架で新設し、又は改築する場合 $\frac{B}{A+B} \times 0.8$
- ・ 高速道路を地下で新設し、又は改築する場合 $\frac{B/5}{A+B/5} \times 0.8$

0.8 : 街路事業費のうち用地補償費の占める割合

5 : $\frac{\text{所有権買収方式による用地補償費}}{\text{区分地上権設定方式による用地補償費}}$

公団法

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)

第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

施行令

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)

第六条 公団は、公団が行う法第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、当該自動車専用道路を当該他の道路の区域内において、高架で、又は地下に新設し、又は改築する場合(交差させて新設し、又は改築する場合を除く。)にあっては、その費用の額に次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める式により算出した数値を乗じて得た額を負担し、その他の場合にあっては、自動車専用道路の新設又は改築により必要を生じた限度において、その費用を負担しなければならない。

